

# 使用料規程

届出日 平成 25 年 9 月 2 日

株式会社 日本ビジュアル著作権協会

**JVCA**

*Japan Visual Copyright Association*

# 使用料規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、株式会社日本ビジュアル著作権協会（以下、「本協会」という。）が委託者と取り交わした管理委託契約に基づき、委託を受けた著作物（以下、「著作物」という。）に関して著作物の利用許諾契約を行う際の使用料の額を定めることを目的とする。

### (区分)

第2条 本使用料規程で取り扱う著作物の種類及び使用料は、下記の区分により、第2章から第3章に定めるものとする。

#### (1) 言語の著作物

##### ① 印刷物における利用（複製・譲渡）

著作物を、書籍等印刷物に複製し、その複製物を公衆に譲渡すること

##### ② コンピュータ・ネットワークにおける利用（複製・公衆送信）

著作物を、コンピュータで読み取り可能な形式で複製し、コンピュータ・ネットワークを用いて公衆送信すること

#### (2) その他

本規程に定める利用方法以外の利用方法

### (消費税)

第3条 本規程に特に定めがある場合を除き、使用料の支払に当たって、利用者は次の各章により算出した金額に、消費税率を乗じて得た額を加算して本協会に納めなければならない。

### (減額措置)

第4条 本規程に定める使用料について、著作物の利用の態様に照らし特に必要であると認められる場合に限り、利用者と協議の上、減額することができる。

## 第2章 著作物の使用料（言語の著作物）

### 第1節 印刷物における利用

（印刷物における著作物の利用）

第5条 印刷物において著作物を利用する場合（本条第2項から第4項に定める場合を除く。）の使用料は、以下の計算式により算出される額、もしくは下表1に定める発行部数に応じた額のいずれか多い金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

$$\text{（使用料）} = \text{（印刷物の本体価格）} \times 0.10 \times \text{（発行部数）} \times \text{（使用割合）}$$

<表1>

発行部数	使用料
～1,000部	7,000円
1,001～2,000部	8,500円
2,001部以降	10,000円

- 2 著作物を雑誌（定期刊行物のうち、主として書店・駅売店・コンビニエンスストア等の小売店において販売することを目的とするものに限る。）もしくは新聞に複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は、下表2に定める発行部数に応じた金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

<表2>

発行部数	使用料
～50,000部	発行部数に応じて、表1に定める金額
50,001～100,000部	13,600円
100,001～300,000部	17,000円
300,001～500,000部	25,500円
500,001～1,000,000部	34,000円
1,000,001部以降	51,000円

- 3 著作物を入試問題集・一般教養問題集・学習参考書・学校用図書教材等に複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は、以下の計算式により算出される額、もしくは下表3に定める発行部数に応じた額のいずれか多い金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

$$\text{(使用料)} = \text{(印刷物の本体価格)} \times 0.08 \times \text{(発行部数)} \times \text{(使用割合)}$$

<表 3>

発行部数	使用料
～1,000 部	5,000 円
1,001～2,000 部	8,000 円
2,001 部以降	10,000 円

- 4 学校又は教育委員会が、入学試験問題の二次利用に伴い、当該入学試験問題に掲載された著作物を印刷物に複製し、公衆に譲渡する場合の使用料は、以下の計算式により算出される額、もしくは下表 4 に定める発行部数に応じた額のいずれか多い金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

$$\text{(使用料)} = \text{(印刷物の本体価格)} \times 0.08 \times \text{(発行部数)} \times \text{(使用割合)}$$

<表 4>

発行部数	使用料
～500 部	3,000 円
501～1,000 部	5,000 円
1,001～2,000 部	8,000 円
2,001 部以降	10,000 円

(俳句・短歌の利用)

- 第 6 条 前条（第 2 項を除く。）の規定が適用される場合において、著作物が俳句・短歌である場合の使用料は、前条の規定にかかわらず、以下の計算式により算出した額、もしくは 2,000 円のいずれか多い金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

$$\text{(使用料)} = \text{(印刷物の本体価格)} \times 0.08 \times \text{(発行部数)} \times \text{(使用割合)} \times 1/4$$

- 2 前条第 2 項の規定が適用される場合において、著作物が俳句・短歌である場合の使用料は、前条の規定にかかわらず、下表 5 に定める発行部数に応じた金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

<表 5>

発行部数	使用料
～1,000 部	2,000 円

1,001～50,000 部	2,500 円
50,001～100,000 部	3,500 円
100,001～300,000 部	4,500 円
300,001～500,000 部	6,500 円
500,001～1,000,000 部	8,500 円
1,000,001 部以降	13,000 円

(教科用 CD、レコード、録音テープ、フロッピーディスク等における利用)

第7条 学校の教科用 CD、レコード、録音テープ、フロッピーディスク等(以下、「教科用 CD 等」という。)に収録された著作物で、教科書に掲載したものの全部又は一部を利用する場合の使用料は、著作権法第33条第2項の規定に基づき文化庁長官が定める補償金(著作物の利用をした段階で適用される年度の補償金を基準とするものとする。)の2倍を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

2 前項における発行部数は、教科用 CD 等の各媒体の発行部数を合算した部数とする。

---

(用語の定義)

- ① 「印刷物」とは、印刷の手段により被印刷物に文字、線等の何らかの画像部が形成されたものをいう。
- ② 「学校」とは、学校教育法第1条に定める学校をいい、専修学校及び各種学校は含まないものとする。
- ③ 「教科用 CD 等」とは、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される著作権法第33条第1項並びに同条第4項が規定する教科用図書並びに高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書についての教師用指導書に係る、教科用 CD、レコード、録音テープ、フロッピーディスク等の記録媒体に記録されたものをいう(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)
- ④ 「年度」とは、本協会の事業年度ではなく、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる期間を指すものとする。

(印刷物における使用割合の算出方法)

- ⑤ 印刷物における使用割合は、印刷物の総ページ数に占める著作物が掲載されたページ数の割合をいう。なお、印刷物1ページの一部分にのみ著作物が使用されている場合(著作物が俳句・短歌の場合を除く。)も、掲載ページ数を1頁として計算するが、当該著作物に依拠しない箇所については1/4頁単位で使用割合から控除する。

## 第2節 コンピュータ・ネットワークにおける利用

(コンピュータ・ネットワークにおける利用)

第8条 学校又は教育委員会が、入学試験問題の二次利用における公衆送信に伴い、当該入学試験問題に掲載された著作物をコンピュータで読み取り可能な形式で複製し、コンピュータ・ネットワークを用いて公衆送信する場合の使用料は、使用期間に応じて下表に定める金額を上限とし、使用期間が1年間を超える場合は、下表に定める額に1月ごとに月額1,000円を加算して算出した金額を上限として利用者と本協会が協議して定める金額とする。

使用期間	3ヶ月間未満	3ヶ月以上6ヶ月間 未満	6ヶ月以上1年間以内
価格	6,000円	10,000円	12,000円

### 第3章 著作物の使用料 (その他)

(その他)

第9条 その他本規程の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額又は率を定めることができる。

#### 附 則

(実施の日)

本使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日から実施する。